

平成31年度前期授業料免除出願説明会

1. 日時・場所

- (1回目) 平成31年2月7日(木) 16:30~ 合同講義室
(2回目) 平成31年2月12日(火) 16:30~ 視聴覚教室
(2回のうち、どちらか都合のよい方に必ず出席してください。)

2. 対象 第1学年~第4学年、専攻科進学予定の5年生、専攻科1年生のうち希望する学生

注意!

- * 正当な理由もなく欠席した学生には、申請書類を配布しません。
アルバイトは正当な理由として認めません。
- * 1~2年生については、いくつかの要件を満たす学生のみ対象となります。詳細は別紙をご覧ください。

平成31年度前期授業料免除 出願対象者について(1~2年生)

1~2年生のうち平成31年度前期授業料免除の出願対象者は下記の(1)~(2)に該当する場合があります。

(1)「高等学校等就学支援金」制度において授業料の全額が支援されなかった者で、次の①または②に該当する者

- ① 平成30年10月から平成31年3月の間に、授業料等の学資負担者が死亡した者
- ② 学生若しくは、学資負担者が風水害等の災害を受けた者

※どちらの場合も、死亡診断書、罹災証明書等の事実内容を証明する書類(写)が必要となります。

(2)留年等の理由により、「高等学校等就学支援金」制度支給上限期間である3年間(36ヶ月)を超えて就学したため、当該制度の支援対象とならない者で、次の①及び②の条件を満たす者

- ①経済的理由により授業料納付が困難である者
- ②学業が優秀である者